

平成22年度 苫小牧市の財務書類

平成24年2月

苫 小 牧 市

目次

<u>I 財務書類4表作成にあたって</u>	<u>1 頁</u>
<u>II 固定資産評価のルール</u>	<u>8 頁</u>
<u>III 平成22年度 苫小牧市普通会計</u>	<u>16 頁</u>
<u>IV 平成22年度 苫小牧市普通会計財務分析</u>	<u>25 頁</u>

I 財務書類 4 表作成にあたって

1 財務書類の必要性

(1)新地方公会計制度導入の目的

市町村などの地方公共団体の予算、決算、会計制度は、地方自治法等の法令により、その調製方法や処理方法が規定されています。これらは、民間企業で採用されている「発生主義会計」に対して、「現金主義会計」と呼ばれ、現金の収入と支出の記録に重点を置いたものとなっています。

しかし、現金主義会計だけでは、地方公共団体の資産や債務の実態をつかみにくいことから、発生主義的な考え方を取り入れた決算資料の作成が求められていました。

国においては、平成 18 年 6 月に成立した「行政改革推進法」を契機に、地方の資産・債務改革の一環としての「新地方公会計制度の整備」が位置付けられました。これにより「新地方公会計制度研究会報告書（平成 18 年 5 月総務省）」で示された「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用して、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースでの 4 つの財務書類を整備することとなりました。こうした状況を踏まえ、苫小牧市では、新しく整備した財務書類により、財政状況の開示、将来を見据えた自治体経営に活用することを目的に、新地方公会計の導入を進め、平成 22 年度決算から「総務省方式改訂モデル」に基づいた財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書）の作成をしています。

(2)官庁会計と新地方公会計制度の違い

地方公共団体の会計は、単式簿記・現金主義によるもので、「現金」という 1 つの科目の収支のみを記録するものですが、一方、新地方公会計制度による財務書類では、現金の収支に関わらず、1 つの取引について、それを原因と結果の両方からとらえ、二面的に記録することにより、資産の動きや行政サービスの提供に必要なコストを把握することができるようになります。

(3)民間の企業会計と公会計の違い

新地方公会計制度は、民間企業の会計手法を取り入れたものですが、地方公共団体とはそもそもの目的が異なります。民間企業の目的は利益獲得であるため、例えば損益計算書は、対応する収益とコストを差し引いて適切に期間損益を計算し、企業経営に資することを目的としています。

これに対し、地方公共団体は利益の獲得を目的としないので、経常行政コストと経常収支の差引きで表される純経常行政コストは、利益の概念ではなく、地方税や地方交付税

などの一般財源や資産の売却などで賄うべきコストを示すこととなります。

2 財務書類の作成条件

(1)対象とする会計の範囲

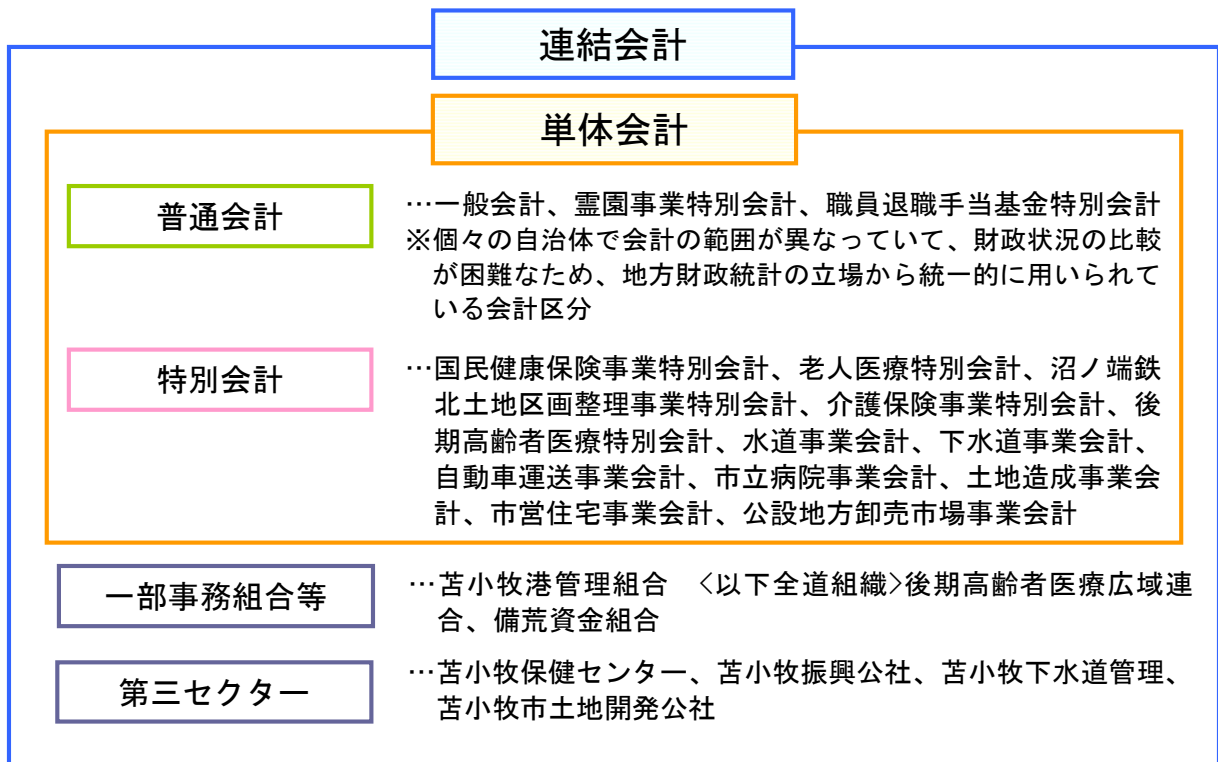
苫小牧市の財政は、一つの財布の中でやり繰りしているのではなく、幾つかの財布に分けてやり繰りをしています。そして、それぞれの財布を「会計」と呼んでいます。市で行う事業の中には、別に財布を設けて出し入れをした方が合理的なものがあり、これを「〇〇特別会計」や「〇〇事業会計」と呼んで一般会計と分けています。

また、苫小牧港管理組合に関しては、北海道と共に規約に基づく経費負担を行っていることから一部事務組合として連結会計の対象となります。

苫小牧市の財政の全体像を示すには、これらの特別会計や一部事務組合、苫小牧市が出資している第三セクターも含めなければなりません。今年度については、普通会計のみの財務書類を作成しています。

次年度において、財務書類4表をそれぞれ普通会計、単体会計、連結会計まで作成します。単体会計とは、普通会計と特別会計を合わせたもので、連結会計とは、単体会計、一部事務組合等及び第三セクターを合わせたものです。

■対象とする会計の範囲



(2)作成基準日

作成基準日は、会計年度の最終日である平成 23 年 3 月 31 日としました。ただし、出納整理期間における取引は、3 月 31 日までに処理したものととしています。

3 基準モデルと総務省方式改訂モデル

新地方公会計制度の導入にあたっては、①基準モデルと②総務省方式改訂モデルの 2 つの方式が国から示されています。苫小牧市においては、次の特徴を持つ総務省方式改訂モデルを採用しています。ただし、資産評価にあたっては、基準モデルに準じ、すべて公正価値により評価しています。

■基準モデルと総務省方式改訂モデルの特徴

区分	基準モデル	総務省方式改訂モデル（苫小牧市採用）
固定資産の算定方法 （初年度期首残高）	●残存する固定資産をすべてリストアップし、公正価値により評価	●売却可能資産：時価評価 ●売却可能資産以外：過去の建設事業費の積上げにより算定 ⇒ 段階的に固定資産情報を整備
固定資産の算定方法 （継続作成時）	●発生主義的な財務会計データから固定資産情報を作成	
固定資産の範囲	●すべての固定資産を網羅	●当初は建設事業費の範囲 ⇒ 段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含めることを想定
台帳整備	●開始貸借対照表作成時に整備し、その後、継続的に更新	●段階的整備を想定 ⇒ 売却可能資産、土地を優先
作成時の負荷	●当初は、固定資産の台帳整備及び仕分けパターン等の整備に伴う負荷あり ●継続作成時には、負荷は減少	●当初は、売却可能資産の洗い出しと評価、回収不能見込額の算定など、現行総務省方式作成団体であれば負荷は比較的軽微 ●継続作成時には、段階的整備に伴う負荷あり
財務書類の検証可能性	●開始時未分析残高を除き、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証可能	●台帳の段階的整備等により、検証可能性を高めることは可能
財務書類の作成・開示時期	●出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	●出納整理期間後、決算統計と平行して作成・開示

（新地方公会計制度実務研究会報告書）

4 財務書類4表の種類

(1) 貸借対照表(バランスシート:B/S)

年度末に保有する①資産、②負債、③純資産を表示したものです。

- ① 資産
学校、公園、道路など将来の世代に引き継ぐ社会資本や投資、基金など将来現金化することが可能な財産
- ② 負債
市債や退職手当引当金など将来の世代の負担となるもの
- ③ 純資産
過去の世代や国・道が負担した将来返済しなくてよい財産

■貸借対照表 (B/S) の概略図

借方 (かりかた)	貸方 (かしかた)
資 産 土地・建物 貸付金 現金、基金 等	負債 (将来負担) 地方債、債務負担行為額 退職手当引当金等
	純資産 (これまでの世代負担) 国庫支出金、道支出金 一般財源等

「資産」＝「負債」＋「純資産」
借方と貸方が均衡 (バランス) します

■地方公共団体が貸借対照表を作成する意義

- ① 資産、負債などのストック状況を示すことができます。
- ② 資産の形成と税金など (一般財源、国・道からの補助金など) の投入の関係を明らかにできます。
- ③ これまでの世代の負担と将来世代の負担の関係を明らかにできます。
- ④ 次のような近い将来の大量な資金需要に対する備えの必要性を明らかにできます。
 - イ) 借金 (地方債) 償還のための資金
 - ロ) 道路などのインフラ資産、建物設備の更新・大規模修繕のための資金
 - ハ) 職員の退職手当支給のための資金

(2)行政コスト計算書(P/L)

行政コスト計算書は、1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につながらない行政コストを①人にかかるコスト、②物にかかるコスト、③移転支出的なコスト、④その他のコストに区分して表示したものです。

行政コスト計算書は、民間の企業会計でいう損益計算書にあたるものです。ただし、公会計でいう行政コスト計算書は、損益を見ることが目的ではなく、行政サービスのコスト(原価)計算に重点が置かれています。

例えば、歳入歳出決算書では、資産形成にかかる支出も単年度の行政サービスにかかる支出も、すべてその年度の歳入歳出を対象として収支を計算します。

一方で、新地方公会計制度では、普通建設事業費や地方債償還費は資産の増加や減少であり、費用の発生ではないので、行政コスト計算書には計上されません。また、歳入歳出決算書では計上されない減価償却費や退職手当引当金繰入等は、新地方公会計制度では、費用の発生として行政コスト計算書に計上されます。

経常行政コストを経常収益から差し引いた純経常行政コストは、行政サービス提供にかかったコストから利用者の負担を差し引いた純粋なコストを示します。

① 人にかかるコスト

職員給与や議員報酬、退職給付費用(当該年度に退職手当引当金として新たに繰り入れた額)など

② 物にかかるコスト

備品や消耗品、施設等の維持補修に係る経費や減価償却費(社会資本の経年劣化等に伴う減少額)など

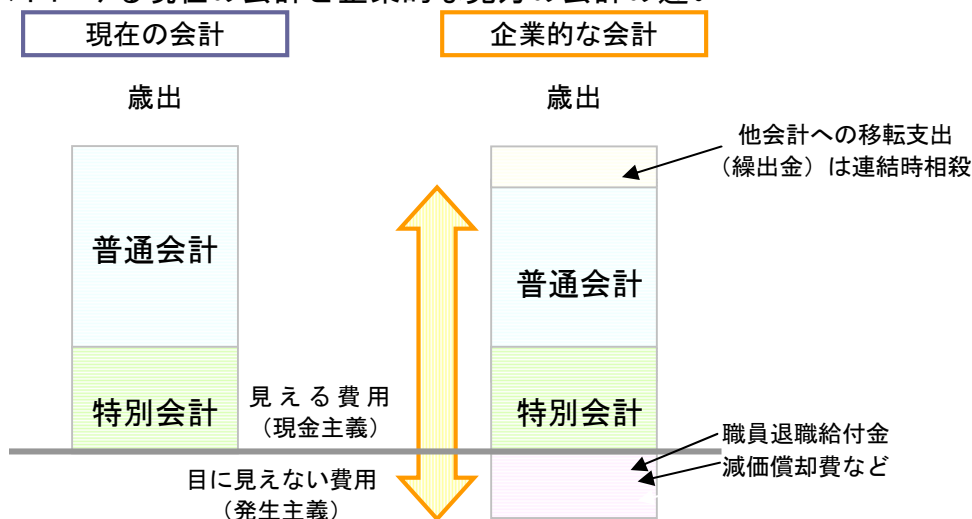
③ 移転支出的なコスト

他会計への支出額、補助金等、社会保障給付費、他団体への資産整備補助金など

④ その他のコスト

市債償還の利子、回収不能見込計上額として新たに計上した額、他の資産形成につながらない行政サービスにかかるコストなど

■行政コストにみる現在の会計と企業的な見方の会計の違い



(3)純資産変動計算書(NW)

純資産（過去の世代や国・道が負担した将来返済しなくてよい財産）が年度中にどのように増減したかを①純経常行政コスト、②一般財源、③補助金等受入、④臨時損益、⑤科目振替、⑥その他に区分して表示したものです。

純資産変動計算書では、資産形成にあたり、これまでの世代が負担してきた部分を示す貸借対照表の純資産の部の1年間の増減がわかります。

① 純経常行政コスト

行政コスト計算書における経常行政コストから経常収益を差し引いた額

② 一般財源

市税、地方交付税など

③ 補助金等受入

国や道からの補助金

④ 臨時損益

災害によって受けた施設等の復旧費及び資産売却時の売却損益

⑤ 科目振替

公共資産の増減の財源の変動や市債の償還による財源の変動

⑥ その他

資産の評価替えの変動や無償で資産を取得した額

(4)資金収支計算書(キャッシュ・フロー計算書:C/F)

1年間の資金の増減を①経常的収支、②公共的資産整備収支、③投資・財務的収支に区分し残高を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表示したものです。

民間企業において作成されるキャッシュ・フロー計算書の「営業活動」の部分が「経常的収支」となっています。

① 経常的収支

行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの

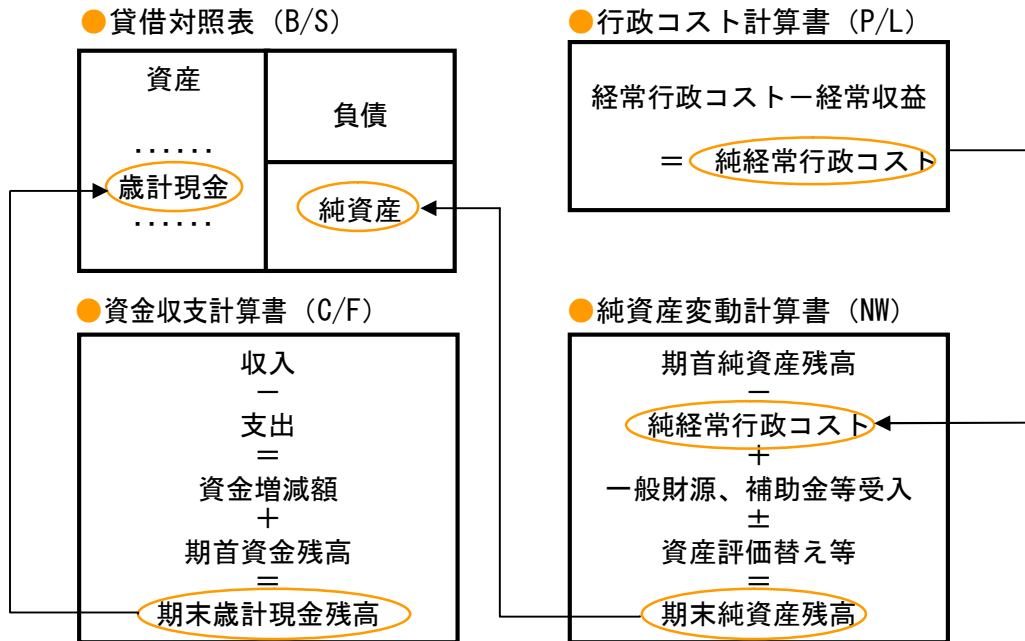
② 公共資産整備収支

道路、公園、学校などの主に資産形成にかかる収入、支出など

③ 投資・財務的収支

市債の元金償還や出資金、貸付金、基金の収入、支出など

■財務書類 4 表の相関図



- 純資産変動計算書は、バランスシートの自己資金といえる、純資産の明細書です。
- 行政コスト計算書は、純資産変動計算書における純経常行政コストの明細書になっています。

II 固定資産評価のルール

1 開始時評価と毎年度毎の評価替え(再評価)

新地方公会計の資産評価では、開始時貸借対照表作成時における資産評価と毎年度の評価替え(再評価)を区分する必要があるため、それぞれの評価ルールを定めることとなります。

開始時貸借対照表とは、新地方公会計に基づき最初に作成する貸借対照表のことをいいます。苫小牧市における平成22年度決算に基づく財務諸表を作成する際の開始時貸借対照表作成時点は、平成23年3月31日としています。

2 資産

(1) 資産の概念

新地方公会計制度における資産は、次の2つに整理されています。

- a. 将来の資金流入をもたらすもの
- b. 将来の行政サービス提供能力を有するもの

企業会計では主に資産の概念を上記「a」に限定しており、一方、公会計においては、将来の行政サービスの提供能力を資産としてとらえるという考え方から、道路や現在使われている小学校、市役所の土地といった売却困難な用地などの資産をその概念に含んでいます。

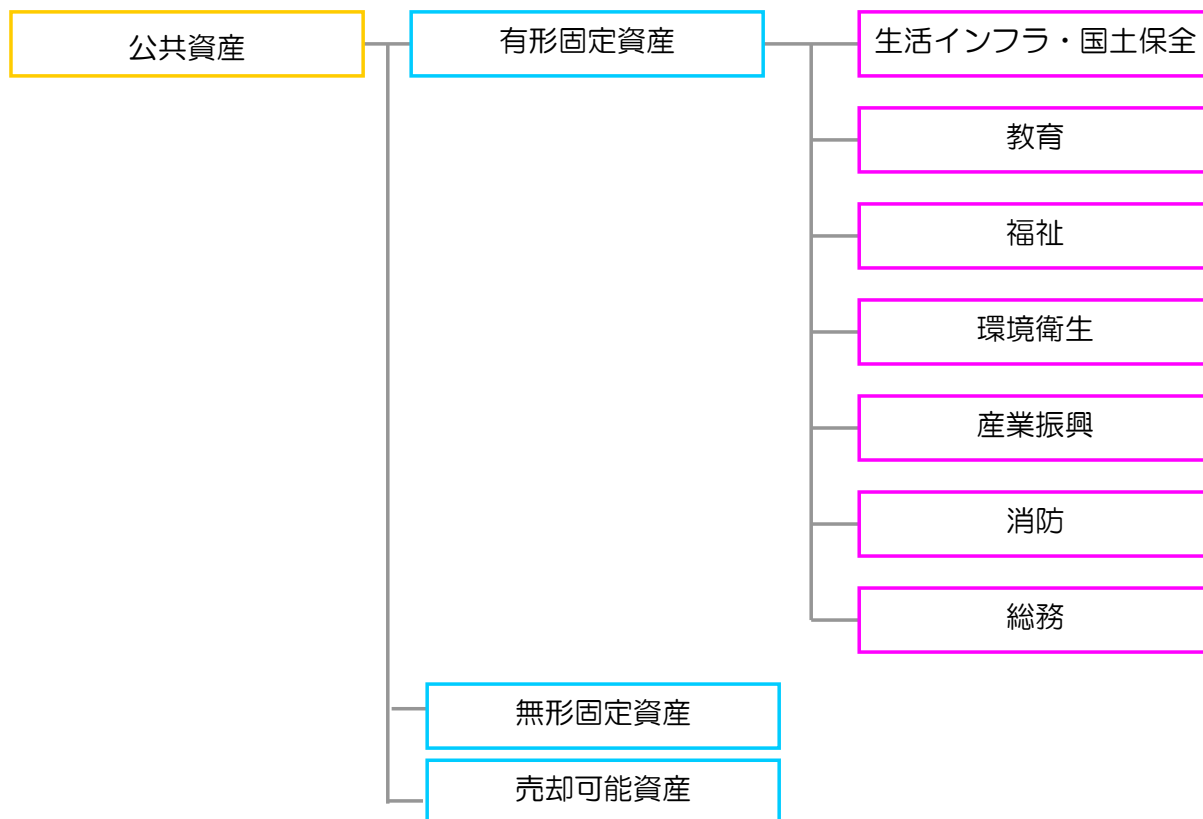
資産は、大きく分けて、公共資産、投資等、流動資産の3つになります。

3 開始時算定ルール

(1) 公共資産

① 全体の体系

公共資産は以下の体系で示されます（新地方公会計制度研究会報告書）。



② 売却可能資産

総務省方式改訂モデルでは、公共資産のうち、売却可能である公共資産については、貸借対照表上で「売却可能資産」として区分することになっています。

売却可能資産とは、行政サービスを提供する上で使用されていない資産ですが、苫小牧市では、普通財産のうち売却する予定（売出中）の土地を売出価格（時価評価額）で計上しています。

なお、売却可能資産は毎年評価の見直しを実施することになっています。

(2)公共資産の評価原則

① 評価の原則

イ) 評価の原則

新地方公会計における資産評価は、取得原価主義を柱とする企業会計とは異なり、公正価値評価を採用します。

ロ) 公正価値

総務省が示している新地方公会計モデルでは、次の方法によって求めた価格を公正価値としています。

(a) 資産取得の場合

- 市場取引を通じて当該資産を取得した場合はその取得原価による方法
- 適正な対価を支払わずに当該資産を取得した場合には適正と考えられる公正価値評価による方法

(b) 資産の再評価の場合

- 再評価時における将来の経済的便益の割引現在価値
- 市場における実現可能価値
- 再調達原価による方法
- 取得原価による方法

例えば、売却可能資産等、市場で売却可能な資産を再評価する場合、将来の経済的便益の割引現在価値又は市場における実現可能価値を基礎として評価し、それ以外の資産を再評価する場合は、再調達原価又は取得原価を基礎として評価します。

② 公正価値導入の背景

会計における資産評価の方法には、大別して取得原価主義と公正価値評価による方法がありますが、新地方公会計制度では公正価値評価を採用しています。公正価値評価を採用する理由は、①地方公共団体の場合、数十年という長期にわたって土地を保有する 경우가多く、物価変動の影響を受けやすい。②数十年前に取得した価額で計上するよりも、再調達価額で評価した方が、将来に向けた現時点での行政サービス提供能力をより適切に評価できる、という考え方によっています。

仮に、現在使われている資産が消失した場合に、同様の行政サービスを引き続き提供するためには、消失した資産と同様のものを再取得しなければなりません。それには再調達が必要であり、その価額を資産価値として評価して地方公共団体の持つ資産価値を把握するものです。

公正価値で資産を評価すると、現時点の時価を基礎として評価した現時点でのサービス提供能力を表すこととなりますが、取得原価主義で資産を評価すると、取得時の金額を基礎として評価した現時点でのサービス提供能力を表すこととなります。

地方公共団体における財務書類の目的である決算情報の開示と住民による財政規律を達成する上で、資産・負債管理というストックの側面でも有効・適切な財政運営を行うという新地方公会計の趣旨から、公正価値評価を採用しています。

③ 公正価値の評価方法

公正価値の評価方法例としては、以下の方法がありますが、苫小牧市では、これらの方法を参考にして定めた評価ルールに基づき公共資産を評価しています。

方式名	内 容
取得価額方式	取得価額をもって再調達価額とみなす
事業費方式	工事費等の直接事業費をもって再調達価額とみなす
保険金額方式	(建物) 全国市有物件災害共済会の算定方法を準用
	(立木竹) 森林保険協会の保険金額を現在価額とする
標準単価方式	標準的な工事費積算単価から再調達単価を求める
実績単価方式	過去の工事实績から再調達単価を求める
固定資産税評価額方式	固定資産税評価額を基礎とした評価

(3)減価償却の方法

① 減価償却の基本

企業会計上、収益を獲得するために貢献した資産については費用収益対応の原則により、取得原価を収益の獲得のために利用した期間にわたって費用配分するのが望ましいことから、資産については、実務上資産ごとに耐用年数を定め、各期にその資産が貢献した収益に対応した費用を計上し、資産価額を減額しています。この各期の処理を減価償却といい、各期にわたって行った減価償却の合計額を減価償却累計額といいます。

② 減価償却の計算方法

減価償却の計算方法の原則は以下のとおりです。

$$\text{「減価償却費」}=\text{「取得原価」}\times\text{「償却率」}$$

新地方公会計制度における減価償却は、定額法（※）を採用しています。耐用年数は、新地方会計制度実務研究会報告書に掲載されている基準モデル用のものを採用し、耐用年数の定めのない資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める耐用年数としています。改訂モデル用の耐用年数を使わない理由は区分が大まかすぎて、精度に欠けるためです。主な耐用年数は以下の通りです。

（※）定額法：毎年定額の減価償却費を計上していく方法

■資産の主な耐用年数

資産名	耐用年数	資産名	耐用年数
道 路	48	河川（治水）	49
		水 路	30
林道（道路に準ずる）	48	水門・樋門	25
農道（道路に準ずる）	48	池 沼	30
橋 梁	60	農業農村整備	20
トンネル	75	治 山	30
立体交差（地下式）	75	砂 防	50
人工地盤	60	漁 港	50
区画整理	40	港 湾	49
公 園	40	空 港	25
防火水槽	30	海岸保全	30
プ ール	30	ポンプ施設	15

（新地方公会計制度実務研究会報告書）

開始時価額（評価額）を算定するにあたっての基本算式は次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{「開始時価額(評価額)」} &= \text{「再調達価額」} - \text{「減価償却累計額」} \\ \text{「減価償却累積額」} &= \text{「1年度当たりの償却額」} \times \text{「経過年数」} \end{aligned}$$

③ 減価償却

減価償却費は前述の通り、定められた耐用年数の間、均等に計上していくものであり、減価償却費は、減価償却資産について一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少額です。

新地方公会計制度において減価償却は費用であり、財務書類の行政コスト計算書上に計上されます。

(4) 苫小牧市における固定資産の評価ルール

① 土地

原則として固定資産税評価額方式により評価しています。ただし、道路、河川、公園の底地は、固定資産税概要調書上の地目別平均単価を用いて評価しています。

② 建物

原則として保険金額方式により求めた再調達価額から減価償却累計額を控除して評価額を算定しています。

③ 工作物

イ) 道路

認定道路で舗装済みの路線を対象に、原則として標準単価方式により求めた再調達価額から減価償却累計額を控除して評価額を算定しています。

ロ) 橋りょう

認定道路上にある橋りょうを対象に、実績単価方式により求めた再調達価額から減価償却累計額を控除して評価額を算定しています。

ハ) 河川

市で維持管理している河川及び排水路を対象に、事業費方式により求めた再調達価額から減価償却累計額を控除して評価額を算定しています。

二) 公園

開設告示されている公園を対象に、実績単価方式により求めた再調達価額から減価償却累計額を控除して評価額を算定しています。

④ 立木

人工林を対象に、保険金額方式により評価しています。

⑤ 物品

取得価格 50 万円以上の重要物品を対象に、取得価額方式により、取得価格から減価償却累計額を控除して算定しています。

⑥ リース資産

契約期間中のリース総額が 300 万円超のリース資産を対象に、リース総額から減価償却累計額を控除して算定しています。

⑦ ソフトウェア

取得価格 50 万円以上のソフトウェアを対象に、取得価額方式により、取得価格から減価償却累計額を控除して算定しています。

4 年度ごとの再評価(開始時後の評価替え)

(1)土地(売却可能資産、事業用資産、インフラ資産)

売却可能資産は毎年度評価替えを行います。

事業用資産の平成 22 年度開始時価額の算出にあたっては、平成 21 年度評価替え結果を反映させた価額となっており、以後 3 年ごとに固定資産評価替えを基礎とした再評価を行います。

インフラ資産の底地の再評価は行いません。

(2)建物・工作物などの減価償却資産

毎年度減価償却を行い、再評価は行いません。

■年度ごとの再評価方法

資産区分	開始時価額（評価額）	評価替え	年度途中取得
土地 (売却可能資産)	原則として時価評価	毎年度評価替え	取得価額
土地 (事業用資産)	固定資産税評価額を基礎とした評価	原則3年ごとに再評価	取得価額
土地 (インフラ資産)	固定資産税評価額を基礎とした評価	再評価は行わない	取得価額
建物・工作物・ 物品・リース資 産・ソフトウエ ア	再調達価額又は取得価格から減価償却累計額を控除した金額	再評価は行わない(定額法による減価償却)	取得価額

上記は、新地方公会計モデルにおける資産評価を基にしています。

1 普通会計貸借対照表(B/S)

(1)普通会計貸借対照表(平成 23 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

借		方		貸		方	
[資産の部]				[負債の部]			
1 公共資産				1 固定負債			
(1) 有形固定資産				(1) 地方債			
①生活インフラ・国土保全	112,699,900				61,096,261		
②教育	47,934,871						
③福祉	4,895,658						
④環境衛生	5,810,001						
⑤産業振興	1,115,118						
⑥消防	1,492,384						
⑦総務	29,506,218						
有形固定資産合計		203,454,150					
(2) 売却可能資産			146,918				
公共資産合計			203,601,068				
2 投資等				2 流動負債			
(1) 投資及び出資金				(1) 翌年度償還予定地方債			
①投資及び出資金	22,609,626				7,208,412		
②投資損失引当金	0						
投資及び出資金計		22,609,626					
(2) 貸付金			22,000				
(3) 基金等				(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）			
①退職手当目的基金	75,971				0		
②その他特定目的基金	1,606,314						
③土地開発基金	90,000						
④その他定額運用基金	0						
⑤退職手当組合積立金	0						
基金等計		1,772,285					
(4) 長期延滞債権		1,470,779					
(5) 回収不能見込額		△ 79,274					
投資等合計		25,795,416					
3 流動資産				(3) 未払金			
(1) 現金預金				(4) 翌年度支払予定退職手当			
①財政調整基金	1,311,774				332,549		
②減債基金	43,446						
③歳計現金	444,942						
現金預金計		1,800,162					
(2) 未収金							
①地方税	522,702						
②その他	70,934						
③回収不能見込額	△ 31,989						
未収金計		561,647					
流動資産合計		2,361,809					
資 産 合 計				負債合計			
		231,758,293		72,911,466			
				2 流動負債			
				(1) 翌年度償還予定地方債			
				7,208,412			
				(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）			
				0			
				(3) 未払金			
				332,549			
				(4) 翌年度支払予定退職手当			
				1,467,475			
				(5) 賞与引当金			
				503,656			
				流動負債合計			
				9,512,092			
				負債合計			
				82,423,558			
				[純資産の部]			
				1 公共資産等整備国県補助金等			
				38,899,601			
				2 公共資産等整備一般財源等			
				145,958,648			
				3 その他一般財源等			
				△ 35,523,514			
				4 資産評価差額			
				0			
				純 資 産 合 計			
				149,334,735			
				負債・純資産合計			
				231,758,293			

■貸借対照表の説明

【資産の部】

1. 公共資産：2,036億107万円

① 有形固定資産：2,034億5,415万円

土地、建物、工作物、立木、物品、リース資産及びソフトウェアを計上しています。

② 売却可能資産：1億4,692万円

普通財産のうち売却する予定（売却中）の土地を計上しています。

2. 投資等：257億9,542万円

① 投資及び出資金：226億963万円

主に他会計に対する出資金などを計上しています。

② 貸付金：2,200万円

苫小牧市社会福祉協議会への貸付金を計上しています。

③ 退職手当目的基金：7,597万円

退職金の支給に備えて積み立てている特定目的基金の残高を計上しています。

④ その他特定目的基金：16億631万円

退職手当目的基金以外のその他特定の目的のために設けられる基金残高の合計額を計上しています。

⑤ 土地開発基金：9,000万円

土地開発基金の残高を計上しています。

⑥ 長期延滞債権：14億7,078万円

市税等の収入で滞納繰越分の額を計上しています。

⑦ 回収不能見込額：△7,927万円

長期延滞債権で回収不能となる見込みが高い額を計上しています。

3. 流動資産：23億6,181万円

平成22年度末時点（出納整理期間終了後）における基金、現金の残高及び未収金などを計上しています。

① 財政調整基金：13億1,177万円

② 減債基金：4,345万円

③ 歳計現金：4億4,494万円

年度末残高を計上しています。この残高は、決算書の歳入歳出差引額と一致し、新地方公会計では、資金収支計算書の期末資金残高と一致しています。

④ 未収金地方税：5億2,270万円

市税収入で納入されていない額を計上しています。

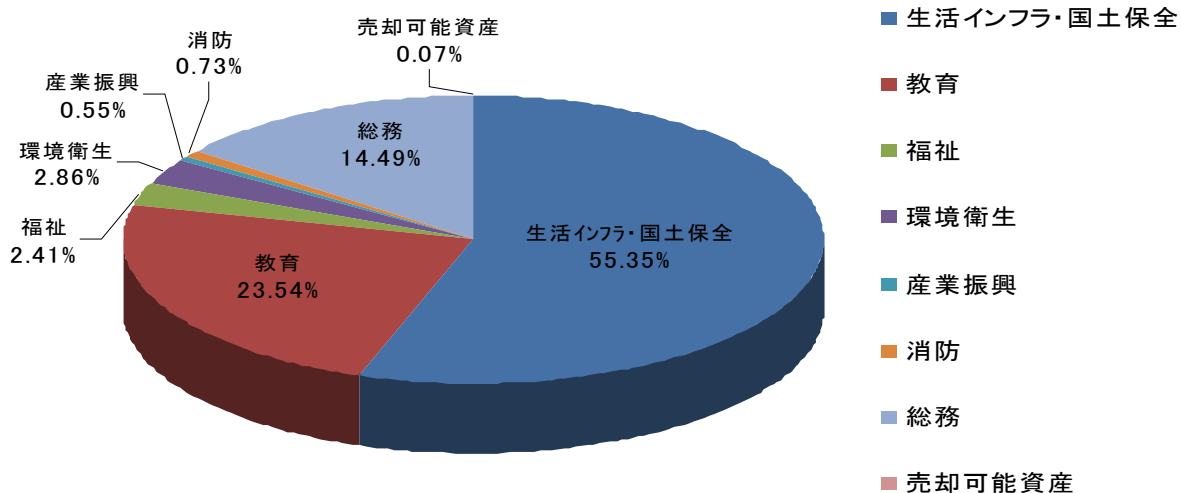
⑤ 未収金その他：7,093万円

市税以外の収入で納入されていない額を計上しています。

⑥ 回収不能見込額：△3,199万円

未収金で回収不能となる見込みが高い額を計上しています。

公共資産の目的別構成割合



【負債の部】

1. 固定負債：729億1,147万円

貸借対照表基準日の翌日から起算して1年を超えて支払期限が到来するものを計上しています。

① 地方債：610億9,626万円

市債の残高のうち翌々年度以降の償還予定額を計上しています。

② 長期未払金：1億8,473万円

既に確定している債務のうち翌々年度以降の支払予定額を計上しています。

③ 退職手当引当金：64億9,643万円

当年度末に全職員が退職した場合の翌年度支払予定額を除いた退職手当支給見込額を計上しています。

④ 損失補償等引当金：51億3,404万円

土地開発公社に係る損失補償額を計上しています。

2. 流動負債：95億1,209万円

貸借対照表基準日の翌日から起算して1年以内に支払期限が到来するものを計上しています。

① 翌年度償還予定地方債：72億841万円

市債のうち、1年以内の償還予定額を計上しています。

② 未払金：3億3,255万円

既に確定している債務のうち1年以内の支払予定額を計上しています。

③ 翌年度支払予定退職手当：14億6,748万円

④ 賞与引当金：5億366万円

翌年度に支払われる予定の期末・勤勉手当のうち当年度負担相当額を計上しています。具体的には、翌年度6月に支払う期末・勤勉手当支給額×4か月/6か月を計上します。

【純資産の部】

1. 純資産：1,493億3,474万円「資産－負債」

「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」、「その他一般財源等」及び「資産評価差額」に区分して計上しています。

【財務諸表の端数整理に関する留意事項】

財務諸表の数値は、合計を一致させるために端数調整を行っているため、四捨五入になっていない場合があります。

■ 平成22年度苫小牧市普通会計貸借対照表の概略

借方（かりかた）	貸方（かしかた）
資産 2,318 億円(133 万円) (100%)	負債 824 億円(47 万円) (将来負担 35.6%)
	純資産 1,494 億円(86 万円) (これまでの世代負担 64.4%)

※()内は、市民1人当たりの金額

(人口：平成23年3月31日現在住民基本台帳人口173,800人)

純資産は、民間企業でいえば自己資本にあたります。純資産の割合が高ければ、現役世代を含む住民が負担した税金や国や道からの補助金等で現在の資産の多くを形成したことになります。

総資産に占める純資産の割合が低ければ（負債の割合が高ければ）、将来世代に負担を先送りすることになり、高ければ現役世代の負担が重いことになるため、バランスが重要です。

(2) 普通会計貸借対照表から分かること

苫小牧市では、これまでに2,317億5,829万円の資産を形成してきました。そのうち、純資産である1,493億3,474万円（64.4%）については、過去の世代や国・道の負担で既に支払いが済んでおり、負債である824億2,356万円（35.6%）については、将来の世代が負担していくことになります。

また、これらを市民1人当たりに換算すると、資産が133万円、負債が47万円、純資産が86万円になります。

2 普通会計行政コスト計算書(P/L)

(1)普通会計行政コスト計算書(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

【経常行政コスト】 (単位：千円)

	総額	(構成比率)	生活インフラ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	議会	支払利息	回収不能見込計上額	その他
1													
(1)人件費	9,388,336	17.4%	509,452	1,170,087	1,074,512	590,395	173,326	1,406,513	4,191,749	272,302			
(2)退職手当引当金繰入等	202,117	0.4%	10,968	25,190	23,133	12,710	3,732	30,280	90,242	5,862			
(3)賞与引当金繰入額	503,656	0.9%	27,331	62,772	57,644	31,673	9,298	75,455	224,875	14,608			
小計	10,094,109	18.7%	547,751	1,258,049	1,155,289	634,778	186,356	1,512,248	4,506,866	292,772			0
2													
(1)物件費	6,497,077	12.0%	392,496	1,786,018	564,168	2,098,373	266,640	141,003	1,233,612	14,677			90
(2)維持補修費	1,119,760	2.1%	349,628	560,448	48,764	87,973	16,796	36,697	19,454				
(3)減価償却費	5,693,640	10.5%	3,412,801	1,150,657	113,157	219,065	41,073	107,205	649,682				
小計	13,310,477	24.6%	4,154,925	3,497,123	726,089	2,405,411	324,509	284,905	1,902,748	14,677	0		90
3													
(1)社会保障給付	18,160,811	33.6%		209,323	17,658,994	292,494							
(2)補助金等	3,620,062	6.7%	1,207,550	432,659	866,898	95,693	481,533	16,834	195,774	7,978			315,143
(3)他会計等への支出額	7,380,945	13.7%	1,866,267		4,517,284	733,978	16,814						246,602
(4)他団体への公共資産整備補助金等	150,373	0.3%	4,789		132,372	13,212							
小計	29,312,191	54.3%	3,078,606	641,982	23,175,548	1,135,377	498,347	16,834	195,774	7,978			561,745
4													
(1)支払利息	1,193,733	2.2%									1,193,733		
(2)回収不能見込計上額	93,845	0.2%										93,845	
(3)その他行政コスト	0	0.0%											
小計	1,287,578	2.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	1,193,733	93,845	0
経常行政コスト a	54,004,355		7,781,282	5,397,154	25,056,926	4,175,566	1,009,212	1,813,987	6,605,388	315,427	1,193,733	93,845	561,835
(構成比率)			14.4%	10.0%	46.4%	7.7%	1.9%	3.4%	12.2%	0.6%	2.2%	0.2%	1.0%

【経常収益】													一般財源 振替額	
1 使用料・手数料 b	874,928		109,870	25,532	118,790	417,095	11,717	44,272	26,317					121,335
2 分担金・負担金・寄附金 c	1,167,308		5,764	15,093	185,604	109,619	233		850,995					
経常収益合計 (b+c) d	2,042,236		115,634	40,625	304,394	526,714	11,950	44,272	877,312	0	0		0	121,335
d/a	3.8%		1.5%	0.8%	1.2%	12.6%	1.2%	2.4%	13.3%	0.0%	0.0%		0.0%	
(差引)純経常行政コスト a-d	51,962,119		7,665,648	5,356,529	24,752,532	3,648,852	997,262	1,769,715	5,728,076	315,427	1,193,733	93,845	561,835	△ 121,335

■行政コスト計算書の説明

【経常行政コスト】

1. 人にかかるコスト：100億9,411万円

① 人件費：93億8,834万円

職員等を雇用することによって発生する給与費などを計上しています。

② 退職手当引当金繰入等：2億212万円

職員等の退職に係るコストのうち当年度に負担すべき額を計上しています。

③ 賞与引当金繰入額：5億366万円

翌年度支給される期末・勤勉手当のうち、当年度に負担すべき額を計上しています。

2. 物にかかるコスト：133億1,048万円

① 物件費：64億9,708万円

消耗品費、備品購入費などを計上しています。

② 維持補修費：11億1,976万円

資産の機能維持のために必要な修繕費等を計上しています。具体的には需用費のうち修繕費及び工事請負費をいいますが、工事請負費で固定資産計上されるものは除かれます。

③ 減価償却費：56億9,364万円

道路や学校などの固定資産の取得価格を耐用年数で除した金額を計上しています。減価償却の開始は取得した年度の翌年度からとなります。

3. 移転支的コスト：293億1,219万円

① 社会保障給付費：181億6,081万円

生活保護法、児童福祉法等に基づく扶助費等を計上しています。

② 補助金等：36億2,006万円

他団体等に対する補助金等を計上しています。

③ 他会計等への支出額：73億8,095万円

他会計に対する負担金や補助金等を計上しています。

④ 他団体への公共資産整備補助金等：1億5,037万円

他団体等における公共資産整備に対する補助金等を計上しています。

4. その他のコスト：12億8,758万円

① 支払利息：11億9,373万円

市債及び一時借入金の利息を計上しています。市債の元金返済分はコストにはなりません。利息については、資金調達のコストとして認識します。

② 回収不能見込計上額：9,385万円

平成22年度に新たに回収不能見込額として算出した金額を計上しています。

【経常収益】

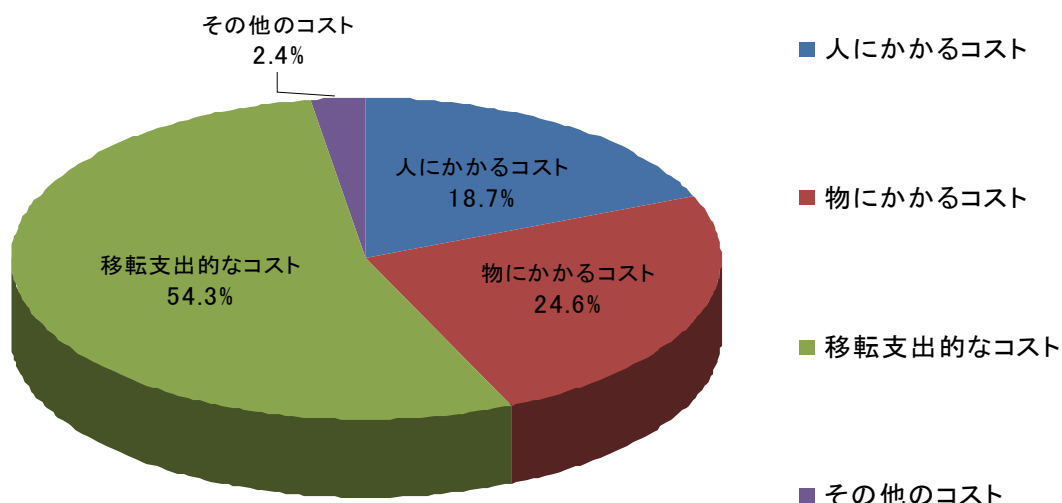
1. 経常収益：20億4,224万円

下記の項目は、受益者負担額として計上しています。寄附金についても通常用途が定められるため行政サービス等に対する対価性のあるものとして計上しています。

① 使用料・手数料：8億7,493万円

② 分担金・負担金・寄附金：11億6,731万円

経常行政コストの性質別構成割合



(2) 普通会計行政コスト計算書から分かること

平成 22 年度の行政コスト総額は 540 億 436 万円で、行政サービス利用に対する対価として市民が負担する使用料、手数料、分担金及び負担金などの経常収益は 20 億 4,224 万円となっています。

行政コスト総額から経常収益を引いた純行政コストの 519 億 6,212 万円は、市税や地方交付税などの一般財源や国・道補助金などで賄っています。

総行政コストにおいて最もウェイトが高いのは、移転支出的なコストで 54.3%を占めます。内訳は、市民に対する扶助等のために支出された社会保障給付費（33.6%）、特別会計等に対する繰出金など（13.7%）、他団体への補助金等（6.7%）などとなっています。

また、職員給与や議員報酬などの人件費（17.4%）、消耗品費などの物件費（12%）、次いで減価償却費（10.5%）となっています。

3 普通会計資金収支計算書(C/F)

(1)普通会計資金収支計算書(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(単位:千円)

1 経常的収支の部	
人件費	11,565,034
物件費	6,497,077
社会保障給付	18,160,811
補助金等	3,620,062
支払利息	1,193,733
他会計等への事務費等充当財源繰出支出	5,473,687
その他支出	1,119,760
支出合計	47,630,164
地方税	27,572,976
地方交付税	7,736,139
国県補助金等	15,256,849
使用料・手数料	846,154
分担金・負担金・寄附金	1,140,450
諸収入	425,771
地方債発行額	3,797,023
基金取崩額	551,469
その他収入	△ 72,778
収入合計	57,254,053
経常的収支額	9,623,889

2 公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	5,621,557
公共資産整備補助金等支出	251,552
他会計等への建設費充当財源繰出支出	32,900
支出合計	5,906,009
国県補助金等	980,737
地方債発行額	2,413,500
基金取崩額	9,322
その他収入	41,596
収入合計	3,445,155
公共資産整備収支額	△ 2,460,854

3 投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	0
貸付金	3,481,989
基金積立額	1,500,650
定額運用基金への繰出支出	0
他会計等への公債費充当財源繰出支出	2,711,916
地方債償還額	6,996,185
長期未払金支払支出	0
支出合計	14,690,740
国県補助金等	40,866
貸付金回収額	3,489,622
基金取崩額	0
地方債発行額	0
公共資産等売却収入	583,823
その他収入	3,541,590
収入合計	7,655,901
投資・財務的収支額	△ 7,034,839

翌年度繰上充用金増減額	0
当年度歳計現金増減額	128,196
期首歳計現金残高	316,746
期末歳計現金残高	444,942

※1 一時借入金に関する情報

- ① 資金収支計算書には一時借入金の増減は含まれていません。
 ② 平成22年度における一時借入金の借入限度額は25,110,000千円です。
 ③ 支払利息のうち、一時借入金利子は4,015千円です。

※2 基礎的財政収支(プライマリーバランス)に関する情報

収入総額		68,355,109
地方債発行額	△	6,210,523
財政調整基金等取崩額	△	169,647
支出総額	△	68,226,913
地方債償還額		8,185,903
財政調整基金等積立額		1,169,824
基礎的財政収支		3,103,753

■資金収支計算書の説明

① 経常的収支の部：96億2,389万円

市の行政の経常的活動に伴い継続的に発生する資金収支を計上しています。

経常的収入（572億5,405万円）－経常的支出（476億3,016万円）

② 公共資産整備収支の部：△24億6,085万円

市の公共資産の整備に伴い発生する資金収支を計上しています。

公共資産整備収入（34億4,516万円）－公共資産整備支出（59億601万円）

③ 投資・財務的収支の部：△70億3,484万円

貸付金、基金の積み立て、他会計への繰出金及び市債の償還などに伴い発生する資金収支を計上しています。

投資・財務的収入（76億5,590万円）－投資・財務的支出（146億9,074万円）

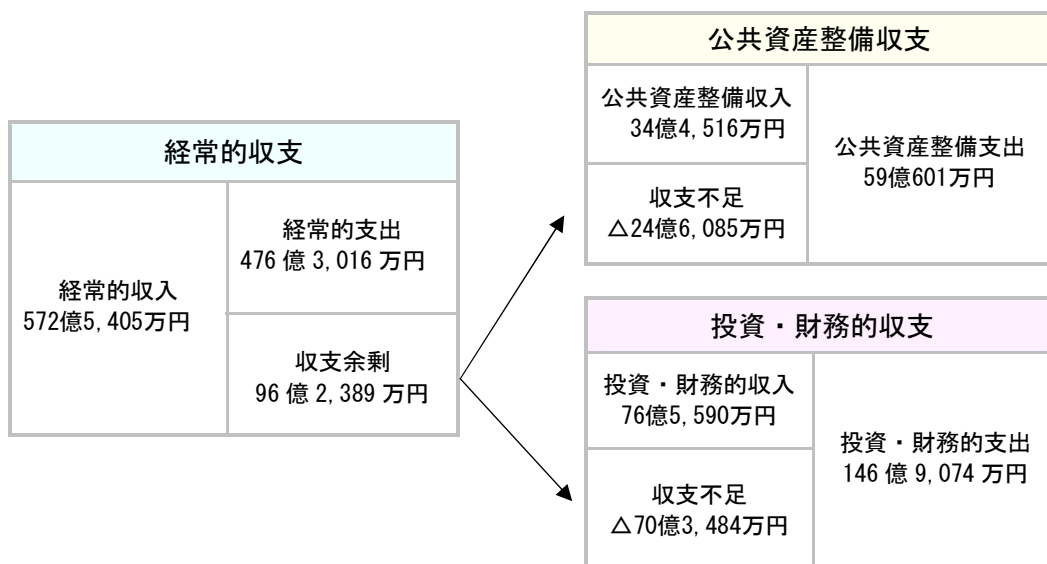
④ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）：31億375万円

数値がプラスであれば、現在の行政サービスにかかる費用が将来の世代に先送りすることなく、単年度の税金などで賄われていることを示しています。

(2)普通会計行政コスト計算書から分かること

経常的収支については、96億2,388万円のプラス、公共資産整備収支については、資産形成に伴い24億6,085万円のマイナスとなっており、経常的収支で生じた剰余が充てられています。投資・財務的収支については、市債発行額を抑制し、返済が進んでいることや基金の積立を行ったことにより70億3,483万円のマイナスとなっており、将来世代への負担額を減少させたこととなっています。

基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、市債の発行額や償還等の影響を除いた財政収支で31億375万円のプラスとなっており、持続可能な財政運営であるといえます。



IV 平成 22 年度 苫小牧市普通会計財務分析

1 貸借対照表分析

(1) 貸借対照表の見方

貸借対照表は、財政状況を表しています。

左半分（借方）は、保有する資産を表し、右半分（貸方）は、その調達財源を表しています。右半分はさらに「負債」と「純資産」とに分かれ、「負債」は将来世代の負担額（先送り額）を表し、「純資産」は、過去の世代がすでに負担した額を表しています。

(2) 財務指標分析

下記の項目について分析を行いました。

- ① 純資産比率
- ② 歳入額対資産比率
- ③ 市民 1 人当たりの資産
- ④ 市民 1 人当たりの地方債残高

① 純資産比率

総資産に占める純資産の割合を示します。純資産は「正味価値」であり、市民の持分比率を表します。

民間企業では財務能力の判断のために最も重視される指標です（自己資本比率）。

$$\text{純資産比率} = \frac{\text{純資産}}{\text{総資産}} \times 100$$

純資産は過去の世代による負担の蓄積であり、負債は将来世代への負担の先送りとなります。よって、純資産の割合が高ければ高いほど、将来世代への先送りが少ないこととなります。

苫小牧市では、64.4%となっています。

② 歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、資産形成のために何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。

$$\text{歳入額対資産比率} = \frac{\text{資産合計}}{\text{歳入総額}}$$

苫小牧市では、約3.4年分の歳入が資産に充当されていることとなっています。

③ 市民1人当たりの資産

市民1人当たりの資産＝総資産／人口

純資産比率が高くても、社会資本の整備が遅れているならば、それは1つの選択肢であっても市民にとって利便的な市とはいえません。

一方、社会資本の整備が進んでいても、前述の純資産比率が低ければ当然その負担を将来世代へ先送りしていることとなります。

よって、市民1人当たりの資産、純資産比率ともに高い水準であることが理想となります。

市民1人当たりの資産は普通会計で133万円となっています。

④ 市民1人当たりの地方債残高

市民1人当たりの地方債残高＝地方債残高／人口

市民1人当たりの地方債残高は普通会計で39万円となっています。